

酒々井町木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、木造住宅の耐震改修工事を実施する者に対し、酒々井町補助金等交付規則(昭和35年酒々井町規則第3号)及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助することにより、地震時における木造住宅の安全性を高め、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号。以下「方針」という。)の別添第1に定める方法による診断若しくは、方針附則第3項の規定により国土交通大臣が同等の効力を有すると認めた方法とみなした財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」による診断をいう。
- (2) 耐震改修工事 「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と耐震診断された木造住宅を「倒壊しない」又は「一応倒壊しない」に耐震性能を向上させる耐震改修を行う設計、工事及び管理をいう。
- (3) 設計・監理者 耐震改修の設計及び監理を行う建築士で、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条第2項の規定により都道府県知事が行う木造住宅耐震診断・改修講習会の課程を修了した者をいう。

(補助の対象住宅)

第3条 補助金の交付対象となる木造住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準(建築基準法施行令の一部を改正する政令(昭和55年政令第196号)による改正前の耐震基準をいう。)に基づいて建築された町内に存する一戸建て住宅又は併用住宅(居住の用に供する部分の床面積が、当該木造住宅の延べ床面積の2分の1以上のもの)であること。
- (2) 以前にこの要綱による補助金を受けていないこと。
- (3) 主要構造部(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第5号に規定する主要構造部をいう。)に木材を用いたものであること。
- (4) 在来工法(土台、柱、はり、筋かい等を用いて建築物を組み立てる工法をいう。)、又は、枠組壁工法により建築されたものであること。
- (5) 丸太組工法又プレハブ工法(建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)第3条の規定による改正前の建築基準法第38条の規定により認定されたものを含む。)により建築された木造住宅でないこと。
- (6) 地上階数が2以下であること。
- (7) 建築基準法、都市計画法及び関係法令等に違反していないこと。

(8) 耐震診断において、「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と診断され、かつ、耐震改修工事によって、「倒壊しない」又は「一応倒壊しない」となることが期待できるものであること。

(補助の対象経費)

第4条 補助金交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 設計費 耐震改修に係る設計に要する費用
- (2) 工事費 耐震改修に係る工事に要する費用
- (3) 監理費 耐震改修に係る監理に要する費用

(対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者は、第3条に規定する補助対象住宅を所有し、居住している次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 当町に居住し、かつ住民基本台帳に記載されていること。
- (2) 世帯全員が町税等を滞納していないこと。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、第4条に定める補助対象経費のうち、それぞれ次の各号に掲げる方法により算出した額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）の合計額とする。

- (1) 設計費の3分の2以内の額であって40,000円を限度とする額
- (2) 工事費の3分の1以内の額であって400,000円を限度とする額
- (3) 監理費の3分の2以内の額であって60,000円を限度とする額
- (4) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額。

2 補助金の交付に当たっては、あらかじめ前項第2号の額を差し引いて、同項第1号の額を交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、設計に係る契約を締結する前に、酒々井町木造住宅耐震改修工事費補助金交付申請書（別記第1号様式）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定し、酒々井町木造住宅耐震改修工事費補助金交付決定通知書（別記第3号様式）、又は、酒々井町木造住宅耐震改修工事費補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(状況報告)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、耐震改修に係る設計（再設計を行った場合を含む。）が終了したときは、速やかに酒々井町木造住宅耐震改修設計終了報告書（別記第5号様式）を町長に提出しなければならない。

(申請内容の変更等)

第10条 補助対象者は、第8条の規定による決定後に工事内容や工事費の増減等の変更をするときは、酒々井町木造住宅耐震改修工事費補助金変更交付申請書(別記第6号様式)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査のうえ変更の可否を決定し、その結果を交付決定者に酒々井町木造住宅耐震改修工事費補助金変更交付決定通知書(別記第7号様式)により通知するものとする。

(検査)

第11条 補助対象者は、耐震改修工事における主たる工事を実施した後で仕上げ工事を行う前に、町長と日程調整をした上で酒々井町木造住宅耐震改修工事検査申請書(別記第8号様式)を提出し、検査を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により検査を実施するときは、当該耐震改修工事の設計・監理者及び施工者の立会いを求めることができる。

3 補助対象者、設計・監理者及び施工者は、当該検査に協力しなければならない。

4 町長は、当該検査の結果、工事内容が設計と異なると認めるときは、補助対象者に工事の改善を酒々井町木造住宅耐震改修工事検査結果指示書(別記第9号様式)により指示することができる。

5 町長は、前項による指示を行った場合、再度検査を行うものとする。

(実績報告)

第12条 補助対象者は、耐震改修工事が完了後1ヶ月以内又は、第8条の交付決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに酒々井町木造住宅耐震改修工事費補助金実績報告書(別記第10号様式)を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、酒々井町木造住宅耐震改修工事費補助金額確定通知書(別記第12号様式)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第14条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた補助対象者が、補助金の交付を受けようとするときは、酒々井町木造住宅耐震改修工事費補助金交付請求書(別記第13号様式)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第15条 町長は、前条の規定による補助金交付請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第16条 町長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 自らの責めに帰すべき事情により補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、酒々井町木造住宅耐震改修工事費補助金交付決定取消し通知書（別記第14号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、酒々井町木造住宅耐震改修工事費補助金の交付に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

（検討）

2 町長は、この告示の施行後3年を経過した場合において、この告示の施行の状況について検討を加え、必要があるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

1 この告示は、平成27年4月1日から施行し、改正後の酒々井町木造住宅耐震改修工事費補助金補助金交付要綱の規定は、平成27年度の予算に係る補助金から適用する。

第1号様式（第7条）

酒々井町木造住宅耐震改修工事費補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）酒々井町長

（申請者）

住 所 酒々井町

氏 名

印

電 話

下記のとおり酒々井町木造住宅耐震改修工事費補助金の交付を受けたいので、酒々井町木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

交付申請額	金 円
所在地	酒々井町
所有者	
工 法	1 在来工法 2 枠組壁工法
規模・面積	地上 階 1階 m ² 2階 m ² 延べ床面積 m ² （うち居住の用に供する部分 m ² ）
交付申請額の算出基礎	<p>(1) 補助対象経費（見積額）</p> <p>①設計費 _____ 円 ②工事費 _____ 円</p> <p>③監理費 _____ 円</p> <p>(2) 補助金の額の算定</p> <p>設計費 補助対象経費×2/3 = _____ 円（限度額4万円）</p> <p>工事費 補助対象経費×1/3 = _____ 円（限度額40万円）</p> <p>監理費 補助対象経費×2/3 = _____ 円（限度額6万円）</p>
耐震改修工事の予定工期	<p>(1) 工事着手予定年月日 年 月 日</p> <p>(2) 工事完了予定年月日 年 月 日</p>
添付書類	<p>(1) 世帯全員の記載がある住民票の写し</p> <p>(2) 町税等の納税に関する申告書（第2号様式）</p> <p>(3) 建築確認通知書又は固定資産評価証明書</p> <p>(4) 耐震診断の結果報告書の写し</p> <p>(5) 補助対象経費に係る見積書の写し</p> <p>(6) 設計・監理者の木造住宅耐震診断・改修講習会修了証の写し</p> <p>(7) その他町長が特に必要と認める書類</p>

第2号様式（第7条第2号）

町税等の納税に関する申告書

年 月 日

（あて先）酒々井町長

（申請者）

住 所 酒々井町

氏 名

印

電 話

私及び世帯員は、酒々井町木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第5条第2号の規定による町税等（町・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税）の滞納がないことを申告します。

また、木造住宅耐震改修工事費補助金交付申請に際し、納税に係る調査を行うことを了解し、調査の結果、町税等の滞納がある場合は木造住宅耐震改修工事費補助金交付申請書を取り下げいたします。

担当課確認欄

様

酒々井町長

酒々井町木造住宅耐震改修工事費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった酒々井町木造住宅耐震改修工事費補助金については、下記のとおり決定したので、酒々井町木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第8条の規定により、通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金交付の条件
 - (1) 補助対象事業が完了したときは、完了後1ヶ月以内に実績報告書を関係書類とともに提出すること。
 - (2) 補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保にしないこと。
 - (3) 次に掲げる場合においては、補助金の交付を取消すとともに、既に交付をした補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 自らの責めに帰すべき事情により補助事業を中止し、又は廃止したとき。
 - エ 前各号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

第4号様式（第8条）

第 号
年 月 日

様

酒々井町長

酒々井町木造住宅耐震改修工事費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった酒々井町木造住宅耐震改修工事費補助金については、審査の結果、下記の理由により不交付を決定したので、酒々井町木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 不交付の理由

酒々井町木造住宅耐震改修設計終了報告書

年 月 日

（あて先）酒々井町長

（申請者）

住 所 酒々井町

氏 名

印

電 話

年 月 日付け 第 号 で交付決定された酒々井町木造住宅耐震改修工事費補助金に係る設計を終了したので報告します。

記

1 耐震改修の工事後に期待できる耐震性

現状の上部構造評点 最低値 _____

	X方向	Y方向
2階		
1階		

改修工事後の上部構造評点 最低値 _____

	X方向	Y方向
2階		
1階		

2 添付書類

- （1） 補強計画書等（耐震改修の工事後に期待できる耐震性の診断について記載されたもの、金物を用いる場合はN値計算書、施工個所が確認できる平面図）
- （2） 仕様書等（使用する材料・サイズ・種類・品番等が確認できるもの）
- （3） 設計、工事及び監理に係る契約書の写し
- （4） その他町長が必要と認める書類

第6号様式（第10条第1項）

酒々井町木造住宅耐震改修工事費補助金変更交付申請書

年 月 日

（あて先）酒々井町長

（申請者）

住 所 酒々井町

氏 名 印

電 話

年 月 日付け酒々井町指令第 号一 で交付決定（変更交付決定）された酒々井町木造住宅耐震改修工事費補助金について、申請内容を変更しましたので、関係書類を添えて申請します。

変 更 の 事 由		
変 更 の 内 容		
変 更 理 由		
補助金の変更申請額	金 円	
設計費	変更前 円	変更後 円
工事費	変更前 円	変更後 円
監理費	変更前 円	変更後 円
添 付 書 類	(1) 変更後の耐震改修工事に要する費用の見積書の写し (2) その他変更内容を示す書類	

様

酒々井町長

酒々井町木造住宅耐震改修工事費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のありました酒々井町木造住宅耐震改修工事費補助金につきまして、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

酒々井町木造住宅耐震改修工事費補助金変更交付決定を（可・否）とします。

所在地	酒々井町	
所有者		
変更内容		
変更交付決定額	金 円	
設計費	変更前 円	変更後 円
工事費	変更前 円	変更後 円
監理費	変更前 円	変更後 円

否とする理由

--

第8号様式（第11条第1項）

酒々井町木造住宅耐震改修工事検査申請書

年 月 日

（あて先）酒々井町長

（申請者）

住 所 酒々井町

氏 名 印

電 話

年 月 日付け 第 号 で交付決定のありました補助金の耐震改修工事について、下記のとおり検査をうけたいので、酒々井町木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第11条第1項の規定により申請します。

記

工事場所	酒々井町
検査希望日	年 月 日
設計・監理者	氏名 資格 一級・二級・木造 登録番号第（ ）号 電話
施工者	建設業許可 大臣・（ ）知事 特・般 第 一 号 名称 代表者名 所在地 電話
添付書類	(1) 施工写真（検査申請書提出前までの工事写真） (2) その他
軽微な変更欄	

※ 申請書は、検査希望日の1週間前までに提出してください。

様

酒々井町長

酒々井町木造住宅耐震改修工事検査結果指示書

年 月 日実施の耐震改修工事検査の結果、下記のとおり不備事項がありましたので、酒々井町木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第11条第4項の規定により改善するよう指示します。

なお、改善後は、速やかに報告の上、再度検査を受けるよう併せて指示します。

記

- 1 検査実施日 年 月 日
- 2 検査場所
- 3 不備事項

第10号様式（第12条）

酒々井町木造住宅耐震改修工事費補助金実績報告書

年 月 日

（あて先）酒々井町長

（申請者）

住 所 酒々井町

氏 名 印

電 話

年 月 日付け 第 号 で交付決定された酒々井町木造住宅耐震改修工事費補助金に係る耐震改修工事が完了したので、酒々井町木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

所在地	酒々井町
耐震改修 工事期間	着手 年 月 日 完了 年 月 日
耐震改修工事 後の耐震診断 結果	<input type="checkbox"/> 倒壊しない <input type="checkbox"/> 一応倒壊しない ・1階（X方向 Y方向 ） 2階（X方向 Y方向 ） ・耐震診断の実施年月日 年 月 日 ・診断者 ア 氏名 イ 資格（ ）級建築士（ ）登録 第 号
交付決定額	金 円
添付書類	(1) 耐震改修を行った部位ごとに、工事着手前、工事施行中及び工事完了後の状況を撮影した写真（撮影場所を明記（明示）した図面を含む。） (2) 設計、工事及び監理に係る領収書の写し (3) 耐震改修工事監理報告書（別記第11号様式） (4) 耐震改修工事の竣工図等 (5) その他町長が必要と認める書類

耐震改修工事監理報告書

年 月 日

(あて先) 酒々井町長

(申請者)

住 所 酒々井町

氏 名 印

電 話

この監理報告書は、事実に相違ありません。

補助対象住宅の概要	補助対象者	
	所在地	酒々井町
	用途	
	工法	<input type="checkbox"/> 在来工法 <input type="checkbox"/> その他の工法 ()
	階数	
	延べ床面積	
設計者	氏名 資格 一級・二級・木造 登録番号 () 第 号 電話	
施工者	建設業許可 大臣・() 県知事 特・般 第 号 名称 代表者名 所在地 電話	
管理者	氏名 資格 一級・二級・木造 登録番号 () 第 号 電話	
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日	

第12号様式（第13条）

第 号
年 月 日

様

酒々井町長

酒々井町木造住宅耐震改修工事費補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号 をもって交付決定した 年度
酒々井町木造住宅耐震改修工事費補助金については、酒々井町木造住宅耐震改修工事費補助金交付要
綱第13条の規定により補助金の額を確定したので、下記のとおり通知します。

記

補助金交付確定額 円

第13号様式（第14条）

酒々井町木造住宅耐震改修工事費補助金交付請求書

年 月 日

（あて先）酒々井町長

（申請者）

住 所 酒々井町

氏 名

印

電 話

年 月 日付け 第 号 で額の確定された 年度酒々井町木造住宅耐震改修工事費補助金について、酒々井町木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付請求額

円

2 補助金振込口座

金融機関名		支店・支所
預金の種類	1 普通預金 2 当座預金 3 その他（ ）	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

第 号
年 月 日

様

酒々井町長

酒々井町木造住宅耐震改修工事費補助金交付決定取消し通知書

年 月 日付け 第 号 で交付決定した酒々井町木造住宅耐震改修工事費補助金については、下記の理由により交付の決定を取り消します。

記

1 住 所	酒々井町
2 氏 名	
3 取り消しの理由	